

## リハビリテーション職員配置加算(通所)

加算算定要件 (人員配置)	理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）の合計数が、利用者の数25又はその端数を増やすごとに1以上配置している。	※ 加算を算定する事業所は利用者の生活状況や介護サービス利用状況について、利用者本人・家族等・ケアマネジャー・実施事業所との情報交換に努め、加算の目的である自立支援・重度化防止に資する介護を推奨する必要がある。
加算算定要件 (常時配置)	提供時間を通じて上記の配置基準を満たしている必要がある。	
加算算定要件	ケアプランに基づいて、リハビリテーション計画書を作成する。	
注意点	配置数に休暇取得者（公休）は含めず、当日の実働人数で計算をする。	
加算の目的	専ら機能訓練を実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を配置し、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成し、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅に置いて可能な限り自立して暮らし続けることを目指す。	

※ 担当介護支援員さんは介護支援計画書内にアセスメント（加算が必要な状況）・課題（加算が必要な課題）・支援ポイント（加算をつけることにより改善するポイント）を記載してください。リハビリテーション職員配置加算とのみ記載された支援計画書では算定はできません。

※ リハビリテーション職員配置加算は通所リハビリのリハビリテーション提供体制加算に基づいています。

※ この加算は半日デイのみの加算となります。